説　　明　　書

1. 適用の範囲　この説明書に掲げる事項は本工事に摘要する。

2. 工　事　名　久高島離島体験宿泊交流施設改修工事

3. 工事場所　南城市知念字久高区地内

4. 工事概要　特記仕様書、設計図面に示すとおりとする。

建築基準法延床面積　807.170 ㎡

工事区分:建築一式工事(電気・機械設備工事含む)

5. 設計価格　**(税抜)￥187,200,000－**

5-2. 工　　期　契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

※期間内に完了しない場合は、令和9年3月議会において工期延長の調整を行うものとする。なお、工事期間は10ヵ月程度を想定しており、必要な経費はすでに予算計上されている。

6. 参考図書

① 現場説明事項及び質疑回答書
② 設計図面
③ 特記仕様書
④ 共通仕様書(国土交通省営繕部、最新版)
⑤ 監理指針(国土交通省営繕部、最新版)
⑥ 標準詳細図(国土交通省営繕部、最新版)

7. 現場敷地の利用について

敷地内の仮囲い、作業道路、作業場、資材置場、仮設建物設置場所及びその他の必要事項については発注者、設計監理者と協議して決定する。

8. 工　　程　a. 工程会議　監督員との打ち合わせによる。

b. 総括管理者　建築工事請負業者は当該工事の完成にむけ、総括管理者として工程会議等の運営に努め、設備工事等も含めた協力体制の中心的役割を担うものとする。

c. 相互協力　各工事請負業者は併行して行われる工事の関連業者と連携

9. 現 場 要 員　a. 現場代理人　本工事でいう現場代理人とは**建築工事**の代理人として3年以上の実務経験者で、監督員の承認を得たもの

b. 監理技術者　建設業法による。

c. 専門技術者　建設業法によること。

d. 安全管理者　労働安全衛生法による。

※上記各要員は、入札執行日以前に3ヶ月以上の雇用関係（正社員）であること。

10. 安全対策について

(1)　本工事の施工においては、できるかぎり近隣住民に支障とならないよう工夫をしなければならない。特に安全面に十分気を配り施工するものとする。

(2)　重機使用に伴う騒音、振動、粉塵等に注意し、本工事監督員と十分調整の上施工すること。

(3)　工事車両の出入り口には、必要に応じ誘導員を配置し、近隣住民等の安全確保に努めること。

(4)　工事車両の地域内通行には十分注意すること。

(5)　夜間、早朝、休日作業については、事前調整のうえ実施すること。

11. 公道及び地域施設の汚損防止対策

公道及び周辺地域の汚損防止対策に万全を期すこと。

12. 事前調査の実地

工事着手前に現場及びその周辺調査、計測等を行い、状況写真等あらかじめ作成した資料と比較して、工事の影響による破損が生じた場合は復元に勤めること。

13. 各種掲示板

安 全 表 示 板　現場内外の随所に設けること。

交 通 表 示 板　現場内外の随所に設けること。

工 事 用 看 板　監督員の承諾を得たもの

その他表示板　監督員の指示による。

14. 関係機関への手続き

本工事に必要な関係機関への諸手続は、速やかに行うこと。その費用は契約額に含む。

15. 入札・契約・その他

入札・契約、支払、諸届出書類、その他の要領は南城市契約規則、例規に基づく。

16.　請負業者提出書類

書類名称	提出期日	様　式	摘　要
工事着手届	契約後直ちに	A4	
工程表	同上	A1 A4	ネットワーク全体 毎週・毎月
現場代理人・主任技術者	同上	A4	工事経歴書添付
組織表	着工後直ちに	A4	現場事務所に掲示する
下請通知書	契約後直ちに	A4	経歴書添付
主要資材メーカー一覧表	同上	A4	
使用資材承認願	着工後直ちに	A4	
工事日誌	随時	A4	
工事進捗状況報告	同上	A4	
工事写真	同上	E版	各工事及び完成時撮影（特に埋設部分又は見え隠れ部分）CD提出
施工計画書	着工後直ちに	A4	全体・工程別
各種試験結果表	随時	A4	
コンクリート調合表	同上	A4	
材料検査簿	同上	A4	
資材納品簿	同上	A4	
各施工図承認図	同上	A1	
工事及び完成写真	竣工時	キャビネ版	黒表紙(金文字)製本及びCD提出
完成図	同上	~~A1~~ A3	原図一式、観音開き製本、CD (JWW及びPDF)
工事別下請業者各一覧表	同上	A4	
保証書	同上	A4	しろあり防除保証書（5年保証）防水保証書（10年保証）、その他必要なもの
工事完成届	同上	A4	
建物引渡書	同上	A4	
その他工事関係書類	随時	A4	管理台帳。その他工事関係書類及び提出部数については、監督員の指示による。

17. 特 記 事 項

(1) 施工については施工図を作成し、監理者の承認を得た後着手すること。

(2) 本工事及び仮設工事については、計画書を提出し承認を得ること。

(3) 材料・機器・色調等については、監理者に見本、仕様書を提出し、承認を得ること。

(4) 監理事務所に事務用品、設備一式及び備品一式を設置すること。

設　　備　電気、給排水、湯沸、電話、空調

備　　品　事務机、パソコン、カラー複写機、書籍棚、救急箱、消火器、~~応接セット~~、雨具、ヘルメット、安全靴、更衣室ロッカー、テレビ、冷蔵庫、水洗トイレ等の設置。

~~事　務　員　事務員をおく。~~

(5) ~~監督員事務所内に会議室を設置すること。~~

会　議　室　会議用テーブルを設置する事。

掲　示　物　工程表、工事関係者機構図、各関係機関連絡網表、安全管理者組織図を見やすい位置に掲示する事。

(6) 建設業退職金共済組合証紙購入確認書を提出すること。

(7) 建築基準法に基づくシックハウス対策（建築基準法第28条の2）に適合する事。

(8) ~~沖縄県赤土等流出防止条例に遵守すること。~~

18. 特 記 事 項 2

(1) 安全衛生対策協議会を設置し、毎月1回以上の会議を行い監督員へ報告すること。

(2) 工程会議及び安全衛生対策協議会は、請負業者が中心となって運営する。運営する。

~~(3) 共通仮設費における監督員及び監理事務所に要する費用は、建築工事の負担とする。~~

~~現場事務所等の施設に要する費用は、建築・電気・機械工事等の負担とする。~~

~~(現場事務所等の費用は、請負費による按分とする。)~~

19. 特 記 事 項 3

(1) 離島工事に伴う労働者の渡航費について、その実態を反映して契約変更を行う場合は、変更対象項目に関する実施報告書、および金額の根拠となる数量・単価が明記された搭乗・乗船に係る見積書や領収書等の資料（以下「根拠資料」という。）を監督員に提出しなければならない。契約変更の対象は、監督員により妥当性が確認された費用に限るものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用（自己都合による便変更やキャンセル料等）については、契約変更の対象としない。